

事務負担軽減?
補助金も?

税負担軽減?

インボイス制度、 支援措置があるって本当!?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減?

インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金?

少額取引はインボイス不要って?

少額な値引き・返品は対応不要?

小規模事業者向け

納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、
売上税額の2割を納税額とすることが出来ます!

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

対象となる期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

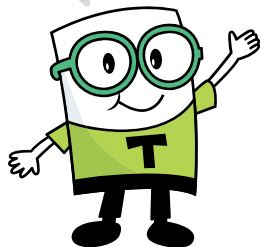
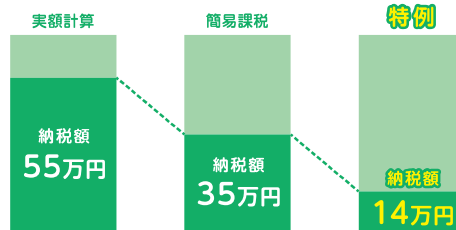
売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要!
事前の届出も不要!

事例 売上70万円(税額70万円) ※サービス業
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶
70万円 - 35万円※ = 35万円
※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる **売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけ**で、**簡単に申告書が作成**できるようになります!

また、**事前の届出も不要**で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は裏面へ

財務省
Ministry of Finance, JAPAN

小規模事業者向け

インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ？

持続化補助金について、**免税事業者がインボイス発行事業者に登録**した場合、**補助上限額が一律50万円加算**されます！

対象 小規模事業者

補助上限 50～200万円(補助率2/3以内) ※一部の類型は3/4以内

▶ **100～250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)**

補助対象 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



中小事業者向け

会計ソフトに補助金？

IT導入補助金(デジタル化基盤導入類型)について、**安価な会計ソフトも対象**となるよう、**補助下限額が撤廃**されました！

対象 中小企業・小規模事業者等

補助額 ITツール ～50万円(補助率3/4以内)、50～350万円(補助率2/3以内) ※**下限額を撤廃**

PC・タブレット等 ～10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ～20万円(補助率1/2以内)

補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等



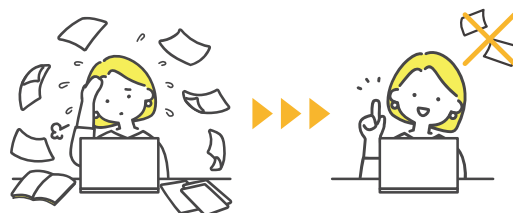
中小事業者向け

少額取引はインボイス不要って？

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、**インボイスの保存がなくても**帳簿の保存のみで**仕入税額控除**ができるようになります！

対象になる方 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下
または1年前の上半期(個人は1～6月)の
課税売上が5千万円以下の方

対象となる期間 令和5年10月1日～令和11年9月30日



すべての方が対象

少額な値引き・返品は対応不要？

1万円未満の値引きや返品等について、**返還インボイスを交付する必要がなくなります！**
振込手数料分を値引処理する場合も対象です！

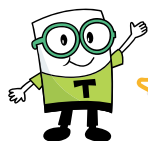
対象になる方 すべての方

対象となる期間 適用期限はありません。



すべての方が対象

登録申請、4月以降でも大丈夫？



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで

税制改正案の
内容

持続化補助金

IT導入補助金

インボイス制度
特設サイト



■ その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

0120-205-553 フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。